

北海道商工業振興審議会条例

(昭和37年条例第28号)

最終改正 平成25年3月29日条例第14号

(設置)

第1条 商工業の振興に関する総合的な対策を樹立し、その円滑な推進を図るため、知事の附属機関として、北海道商工業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、商工業の振興に関する重要事項につき、知事の諮問に応じ調査審議するほか、必要に応じ知事に意見を具申するものとする。

(組織)

- 第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。
- 委員及び特別委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。
 - 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
 - 知事は、特別の理由があるときは、任期中であっても、委員を解任し、又は解嘱することができる。
 - 特別委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長を置く。
- 会長及び副会長は、委員が互選する。
 - 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
 - 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会に専門的事項を調査審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 次の条例は、廃止する。
 - 北海道商工業振興対策委員会条例（昭和28年北海道条例第9号）
 - 北海道合理化金融審査委員会条例（昭和28年北海道条例第10号）
- 附 則（昭和47年4月3日条例第13号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成10年7月1日条例第33号抄）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成21年3月31日条例第15号抄）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成25年3月29日条例第14号）
この条例は、公布の日から施行する。